

「船員法の一部を改正する法律」 関連政令の制定について（報告）

「船員法の一部を改正する法律」 関連の政令として、今般、以下の3政令を制定・公布した。（3頁赤字部分の記述関連）

「船員法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」

○内容：「船員法の一部を改正する法律」（第180回国会で成立。平成24年9月12日公布）の規定に基づき、条約発効日前の国際航海に従事する一定の日本船舶に対する船員の労働条件等についての相当検査の実施、海上労働証書に相当する証書等の交付等に係る規定の施行期日を「平成25年5月1日」とする。

○公布：平成25年4月26日

「船員法に基づく登録検査機関に関する政令」

○内容：「船員法の一部を改正する法律」（同上）の規定に基づき、以下を定める。
 (1) 登録検査機関の登録の有効期間を「3年」とする。
 (2) その他所要の規定を設ける。

○公布：平成25年4月26日

○施行：二千六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日

「船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」

○内容

- (1) 船員法関係手数料令の一部改正（第1条関係）
法定検査を受けようとする者等が納付すべき手数料の額を定める。
- (2) 所得税法施行令の一部改正（第2条関係）
 引用する船員法の条項を改める改正を行う。
- (3) 国土交通省組織令の一部改正（第3条関係）
 海上労働条約の批准に伴う日本政府による外国船舶の監督について、「船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保」に係る外国船舶の監督を国土交通省海事局及び同局運航労務課の所掌事務に追加する等の改正を行う。
- (4) 改正法附則第6条第7項に係る経過措置（第4条関係）
 条約発効日までに、相当検査を受けようとする者等が納付すべき手数料の額を定める。（（1）で定める額と同一）
- (5) 改正法附則第7条第27項に係る経過措置（第5条関係）
 その他所要の経過措置を設ける。

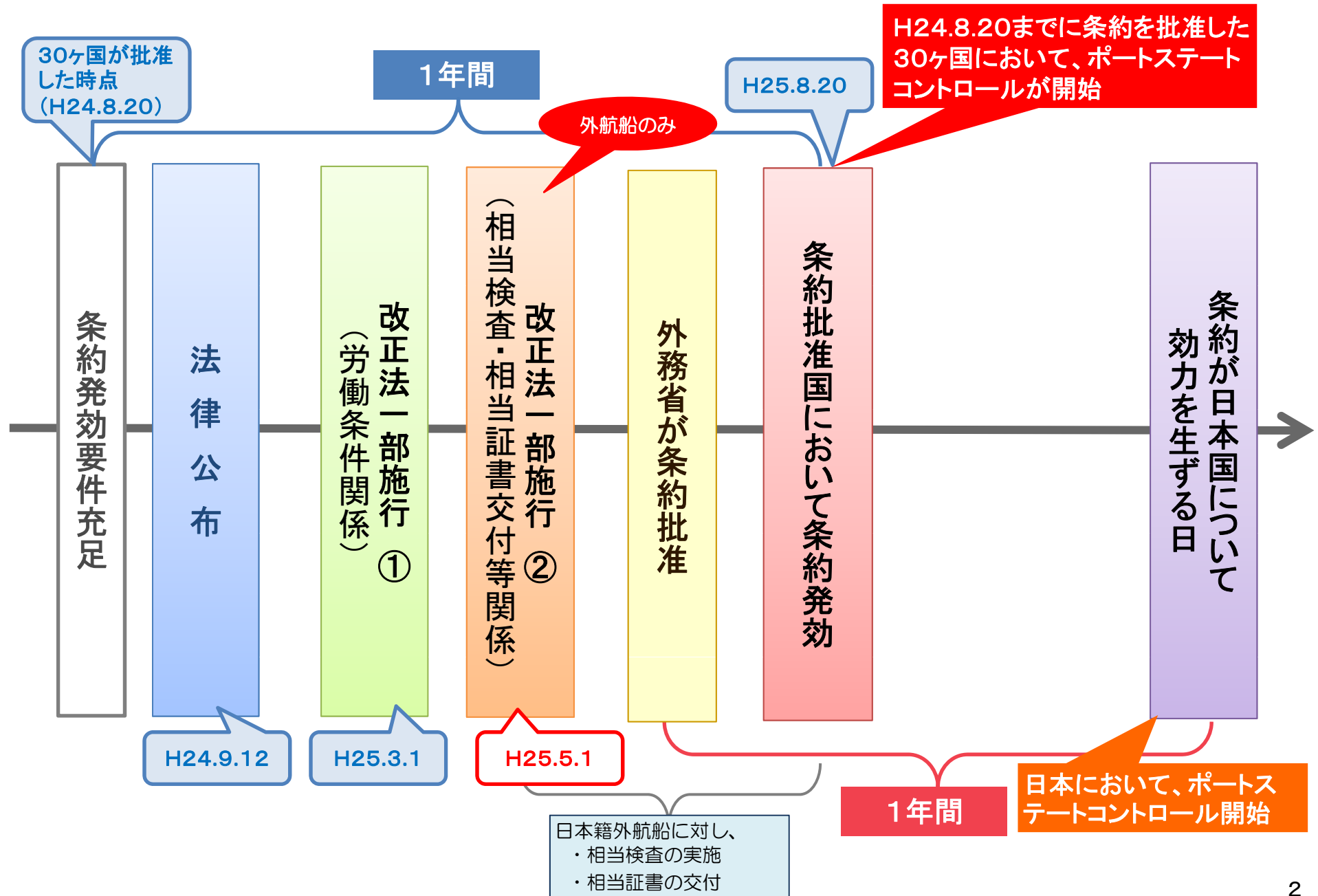
○公布：平成25年4月26日

○施行：(1)～(3) 二千六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日
 (4)・(5) 平成25年5月1日

(例)

- 登録検査機関で検査(定期検査)を受け、国から証書の発給を受ける場合
 8,600円(+登録検査機関に対する検査手数料の支払)
- 国で検査(定期検査)を受け、国から証書の発給を受ける場合
 61,700円

海上労働条約の発効と「船員法の一部を改正する法律」の施行スケジュール



(参考) 第37回船員部会(平成24年10月26日)提出資料

資料2-1

「船員法の一部を改正する法律」政令事項概要

内 容	新規制定又は改正予定の政令	改正船員法の関係条項
(施行期日関係) 改正法の施行期日を定める	施行期日政令(新規)	①労働条件部分 附則第1条本文 ②検査部分 附則第1条第3号
(旗国検査関係) 旗国検査の受検や証書の交付等に係る手数料を定める 等	船員法関係手数料令	第121条の2 附則第6条第7項
(登録検査機関関係) 登録検査機関の登録の更新期間を定める 他	新規政令	第100条の13第1項

※上記のほか、所要の形式的改正を予定。